

入札説明書

この入札説明書は、岩手県企業局が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 購入等件名及び数量 | フルハーネス型墜落制止用器具ほか |
| (2) 調達件名の特質等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和7年3月31日（月） |
| (4) 納入場所 | 四十四田クラブ（岩手県企業局施設総合管理所仮事務所（盛岡市上田字松屋敷95）） |

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が（2）の資格を有している者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 入札日現在で、岩手県から物品の製造の請負又は物品の買入りに係る指名停止を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和7年1月23日（木）午後5時までに13（2）の場所に1部提出しなければならない。

ア 仕様書

- ① 当該購入物品仕様書の内容が網羅されていること。
- ② 当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。
- ③ 当該購入物品のカタログ又は写真を添付すること。

イ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価見積書（消費税及び地方消費税抜き）。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに店頭価格又は実売価格を記載すること。）

定価見積書の提出にあたっては、次の事項を記載すること。

- ① 提出年月日
 - ② 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びファックス番号、担当者名（問い合わせ先）
 - ③ 調達件名（物品名）
 - ④ 数量
 - ⑤ 仕様（当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。）
 - ⑥ 納入期限
 - ⑦ 納入場所
- (2) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県企業局において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、かつ、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。
- なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和7年1月24日（金）正午までとする。
- (4) 審査結果は、令和7年1月27日（月）までに電話又はファックスにより通知する。

4 入札の方法等

- (1) 1(1)について総価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。
- また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年1月30日（木）10時00分
- (2) 場所
四十四田クラブ（岩手県企業局施設総合管理所仮事務所（盛岡市上田字松屋敷95））
3階会議室

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県企業局施設総合管理所長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 件名・品名
- (6) 規格・銘柄
- (7) 数量
- (8) 納入期限

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県企業局契約規程（平成6年企業局管理規程第14号）第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて

行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

12 契約に関する事項

(1) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。

ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出した時。

(2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

(3) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

(4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

四十四田クラブ（岩手県企業局施設総合管理所仮事務所）

〒020-0102 岩手県盛岡市上田字松屋敷 95

電話番号 019-661-4290 ファックス 019-661-4299

物 品 売 買 契 約 書

岩手県（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）

とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品 名 フルハーネス型墜落制止用器具ほか
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 1式

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第1号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

- (1) 契約金額 金 円（うち消費税額 円）
- (2) 契約保証金 金 円

第3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所 岩手県企業局施設総合管理所（岩手県盛岡市上田字松屋敷 95-1）
- (2) 納入期限 令和7年3月31日（月）

第4 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して10日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いのうえ、当該物品を検収するものとする。

2 乙又は乙の指定する者が、前項の検収に立会できないときは、確実な代理人を立会いさせるものとする。

3 物品の所有権は、第1項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担とする。

第5 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第4の定めるところによる。

第6 甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代価を支払うものとする。

第7 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第9 乙は、納入物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第10 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

〔 2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。 〕

第11 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第12 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効

力は、甲が企業局会計規程（企業局管理規程第20号）第39条の規定によるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第13 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、
甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を
保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 岩手県

契約担当者 岩手県企業局

施設総合管理所長 高橋 浩

印

乙

印